

基礎給与額増額に関する政令 および税務に関するガイダンス の最新情報

2019年6月



Content

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の通り、基礎給与額増額に関する政令、および、税務に関する新しいガイダンスについての最新情報をご案内させていただきます。



2019年7月1日以降の基礎給与額増額に関する政令Decree 38/2019/ND-CP



強制社会保険の加入対象者となる外国人を定める条件に関するガイダンス



個人による株式会社の株式譲渡に関わる個人所得税



経済区内の労働者が享受できる2018年個人所得税の減税額計算に関するガイダンス



ベトナムの法令により設立された多国籍企業ではない親会社を持つ企業の移転価格文書(マスターファイル)作成義務

1. 2019年7月1日以降の基礎給与額増額に関する政令

Decree 38/2019/ND-CP



幹部公職員、公務員、公共団体職員および軍隊に対する基礎給与額増額を規定する2019年5月9日付け政令 Decree 38/2019/ND-CP が発行されました。



この政令は2019年7月1日から施行され、従来の基礎給与額を規定する Decree 72/2018/ND-CP は廃止されます。



2019年7月1日以降の基礎給与額は、月当たり1,490,000 VND (現行規定と比較して月当たり100,000 VND増額)となります。



社会保険料の上限、および、基礎給与額に基づく受給制度などを新しい規定に遵守するよう調整する必要がありますことご留意下さい。

2. 強制社会保険の加入対象者となる外国人を定める条件に関するガイダンス

2018年10月15日付け政令Decree 143/2018/ND-CP の規定による強制社会保険への加入対象者を明確にする2019年3月18日付けOfficial Letter 1064/LDTBXH-BHXHが労働傷病兵社会省から発行されました。



このガイダンスによれば、以下の条件を全て満足する外国人労働者のみが強制社会保険の加入対象者となります。

- ベトナムの管轄当局が発行する労働許可証、または、専門職免許、または、営業免許を有する。
- ベトナムにおける使用者との無期限労働契約、または、1年以上の期限付き労働契約を有する。
- 男性は60歳未満、女性は55歳未満。
- Decree 11/2016/ND-CPの第3条第1項が規定する企業内異動の対象に該当しない。

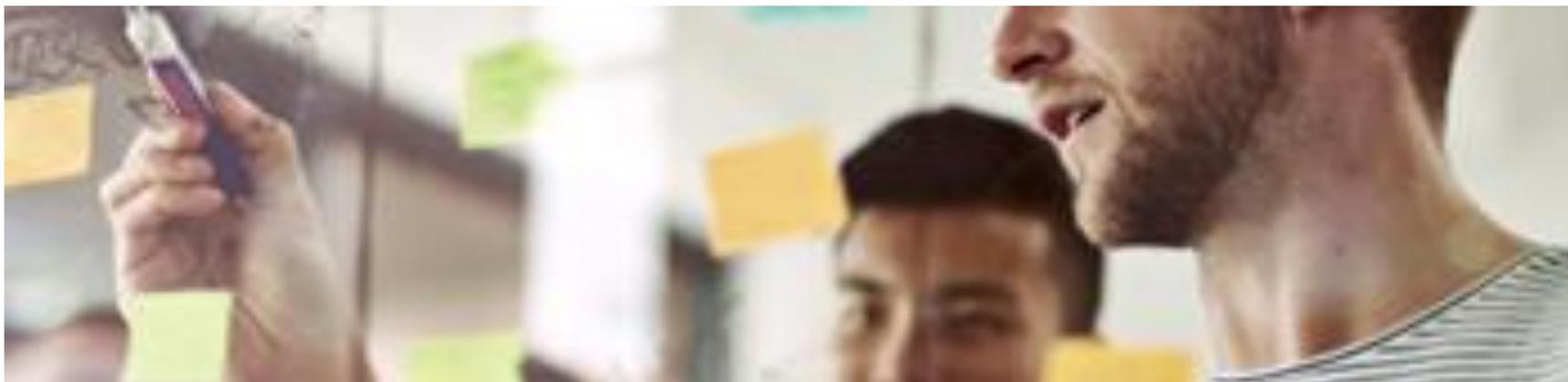
このOfficial Letterは、関連当局が、強制社会保険加入に関する新しい規定を外国人対象者へ適用するに際して、より具体的なガイダンスとなります。0



3. 個人による株式会社の株式譲渡に関わる個人所得税

- 個人による株式会社の株式譲渡に関わる税務政策に関するガイダンスが、2019年4月4日付けOfficial Letter 1211/TCT-DNNCNとして税務総局から発行されました。

- これによれば、個人所得税に関する規定、企業法、および、証券法に基づけば、「株券」とは「株式」を表章する形式であり、したがって、企業法および証券法の規定により株式会社の持分を譲渡する個人は、証券譲渡所得が認識され、譲渡価格に対して0.1%の税率で個人所得税の申告納税を行うこととなります。



4. 経済区内の労働者が享受できる2018年個人所得税の減税額計算に関するガイダンス

- 2018年個人所得税確定申告に際する経済区での給与所得への減税額の計算方法についてガイダンスとして、2019年4月8日付けOfficial Letter 1285/TCT-DNNCNが税務総局から発行されました。
- 経済区での給与所得に関わる個人所得税の50%減税を定める規定が、政令Decree 82/2018/ND-CPによって2018年に廃止されました。従って、経済区で勤務する労働者は、2018年1月1日から2018年7月9日までのみ個人所得税を減税され、その後の期間については減税されません。つまり、2018年7月10日以降、経済区で勤務する労働者は個人所得税を100%納税することになり、従来の優遇措置を受けられなくなります。

Official Letter 1285では、経済区で働く労働者に対する2018年個人所得税の減税額計算方法が、以下の通りガイダンスされています。

$$\text{個人所得税減税額} = \frac{\text{年間個人所得税納税総額}}{\text{納税総額}} \times \frac{\text{2018年1月1日から2018年7月9日までの経済区での課税所得}}{\text{税務年度での課税所得総額}} \times 50\%$$

但し:

-  年間の個人所得税納税総額は、個人所得税法の規定による税務年度に発生した給与課税所得に基づいて計算されます。
-  税務年度での課税所得総額は、経済区内外で個人が受取った給与課税所得です。
-  免税額計算に使用する数値の確定に際して疑問点が生じた場合、将来の税務リスクを軽減するために、確定申告手続きを行う前に管轄税務当局から確認を取るとることを検討されても良いでしょう。

5. ベトナムの法令により設立された多国籍企業ではない親会社を持つ企業の移転価格文書(マスターファイル)作成義務



多国籍企業ではない在ベトナムの親会社を持つ企業に対するマスターファイルおよび国別報告書の作成に関するガイダンスとして、2019年1月31日付けOfficial Letter 1558/CT-TT&HTがビンズオン省税務局から発行されました。



これによれば、出資持分の51%を保有する親会社がベトナムの法令により設立された企業であり多国籍企業ではなく、その親会社との間で関連者間取引が発生した場合、Decree 20/2017/ND-CPにて発行された様式03によるマスターファイルおよび様式04による最終親会社の国別報告書の作成義務を負う場合には該当しません。

Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

www.grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E ThuPhuong.Nguyen@vn.gt.com

© 2019 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.



grantthornton.com.vn